農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十号

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「からルまで」を「からワまで」に改め、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十一条第十四項及び第十五項（これらの規定を同条第十六項（同法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第二十二条第四項において準用する場合並びに同法第三十九条第七項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）

第十四条第一号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の二第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

農林水産大臣　金子原二郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十一号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「こと」の下に「（農村振興局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三十二号及び第三十三号中「第四十三号」を「第四十二号」に改め、同項中第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第四十号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第四十号」を「第三十九号」に改め、同条第三項中「第一項第四十一号及び第四十二号」を「第一項第四十号及び第四十一号」に改め、同条第四項中「第四十三号」を「第四十二号」に改める。

第九条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第七号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第九条第二項中「第九号」を「第十一号」に、「第十号」を「第十二号」に、「第十一号、第十四号」を「第十三号、第十六号」に、「第十六号」を「第十八号」に、「第十七号」を「第十九号」に、「第十八号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十二号」に改め、同条第三項中「第十号」を「第十二号」に、「第十二号、第十三号、第十四号」を「第十四号、第十五号、第十六号」に、「第十五号、第十六号」を「第十七号、第十八号」に、「第十七号」を「第十九号」に改める。

第二十二条第一号中「こと」の下に「（農村振興局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七十八条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

農林水産大臣　金子原二郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年七月一日とする。

農林水産大臣　金子原二郎

環境大臣　山口　壮

内閣総理大臣　岸田　文雄